



平成 22 年 7 月 16 日

各 位

会 社 名：都 築 電 気 株 式 会 社
代表者名：代表取締役社長 安 藤 始
(コード：8 1 5 7 東証第 2 部)
問合せ先：経 理 部 長 石 丸 雅 彦
(TEL：0 3 - 6 8 3 3 - 7 7 7 7)

当社上場子会社である都築電産株式会社普通株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 7 月 16 日開催の取締役会において、下記のとおり都築電産株式会社（以下「対象者」といいます。）普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の発行済株式総数の 44.57%を保有し、対象者を連結対象子会社としておりますが、この度、対象者を完全子会社化することにより、対象者との間で安定的な資本関係の構築と、両社間の更なる連携強化を図ることを目的として、対象者の発行済株式総数の全て（但し、対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得する公開買付けを実施いたします。また、本公開買付けにおいて対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け後に対象者との間で、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施する予定です。

なお、対象者公表の平成 22 年 7 月 16 日付「当社上場親会社である都築電気株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は同日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議がされたとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、昭和 7 年に電話を中心とする電気通信設備工事を業とする都築商店として名古屋で創業し、昭和 16 年に改組し、都築電話工業株式会社として設立されました。我が国の戦後復興、電話の普及とともに成長し、昭和 61 年には東京証券取引所市場第二部に上場を果たしました。電話設備のインフラ環境が整った後は、主に情報通信分野において、製品の仕入、販売・システム開発・構築・サービスに携わるシステムインテグレーターとして事業を行っています。また、当社並びに当社の関連会社からなる都築グループは、これらに加えて、連結子会社である対象者を通じて電子デバイス・電子機器製品の販売・サービス及びカスタム L S I 並びにソフトウェア開発に関する分野において事業を展開しています。

当社は、国内ソリューションプロバイダーやグローバル企業間の競争がさらに激化するなか、「お客さまの視点」に立ち、お客さまの要求に対して十分ご満足いただけるような付加価値の高いソリューションビジネスを展開するとともに、グループ各社の顧客が直面する様々な事業課題に対してはより良い解決方法を実現するために、グループ会社に対する商品やサービスの提供を通して、都築グループのシナジーがより発揮されるよう、グループ内の経験や知見の相互活用を図りつつ技術や顧客の共有化を進めることでグループ各

社の事業運営の機動力を高めるような努力をしてまいりました。グループ各社においては、当社との事業面や業務面で様々な協力関係を保ちつつ、それぞれの商品・サービス分野の特性に応じて、独自の戦略に基づく事業展開を図ってまいりました。

都築グループが関連する情報ネットワーク事業においては、ICTのグローバル化とネットワーク技術の加速的進展によりユビキタスネットワーク社会と高度なセキュリティ社会の実現などに向けた社会のニーズは益々高度化・複雑化しており、これらのニーズに迅速かつ柔軟に対応することができる経営基盤を整備することが重要となっております。そのような中、現在、都築グループでは、安定的かつ持続的な成長を確立すべく、グループの技術・知識・ノウハウを活用したシナジーの創出とグループ経営の強化を基本方針として掲げ、グローバル競争に勝ち抜くソリューションとサービスの競争力の確保、事業展開に適した人材の確保と育成、調達コストの低減、グループ内の資金効率の向上をはじめとする経営基盤の強化を図っております。

一方、対象者は、昭和42年に東新電機株式会社（現都築電産株式会社）として当社の出資により設立されました。富士電機製造株式会社（現富士電機システムズ株式会社）の制御機器の特約店契約、昭和47年富士通株式会社の半導体特約店契約、昭和54年同社コンピュータ周辺機器売買契約を獲得、昭和56年技術開発室を設置しASIC開発を開始するなど、以来都築グループのエレクトロニクス専門商社として成長し、平成11年12月に東京証券取引所市場第二部に上場を果たしました。その後も平成14年に米国WESTERN DIGITAL TECHNOLOGIES社と代理店契約の締結や、M&Aにより新たな商材の取り扱いを加えるなどして、技術商社として当社との協力関係を保ちながらも対象者独自の戦略に基づき事業を拡大してまいりました。現在、対象者はこれらの事業を更に強化し、海外現地法人三社（シンガポール、香港、上海）を拠点として、東アジア圏での販売及びソフトウェアの開発などの事業領域の拡大を図るとともに、より一層の経営効率の改善に向けて業務プロセスの改革等に取り組んでおります。

しかしながら、対象者の事業収益の柱が電子デバイス部門（半導体関連）と情報機器部門であるものの、電子デバイス部門（半導体関連）は、市況の変動や顧客・ユーザーにおける在庫調整・生産調整に対象者の売上が左右され、景気の影響を敏感に受けやすいものとなっております。また情報機器関連の主力であるハードディスク・ドライブの販売においても、企業向け分野は同様に景気の影響を受けやすく、消費者向け分野においても熾烈な価格競争が繰り広げられ利益確保が大変厳しい環境にあります。

この厳しい環境に対応するため、対象者は、技術商社として蓄積してきた最先端の技術力を生かし、商品販売主体からソリューションサービス主体の事業へと転換を図り、顧客に対するソリューションを提供するという視点に立って、新商材・新サービスの開発及びこれらを融合したソリューション提供という技術商社としての対象者の強みを生かしたビジネス領域の拡大を図りつつあります。

しかしながら、為替相場の変動を含めた世界経済の不透明感、エレクトロニクス業界の変革・再編やグローバル化、商品価格競争の激化など引き続き予断を許さない状況が続くことが予想され、激変する経済環境に対応すべく強い企業体質への転換が急務であると考えられます。また国内市場の成長の鈍化が予想されることから、今後大きな成長が期待されるアジアを中心とした海外市場への事業拡大は重要な課題であり、この領域において成果をあげるには、アジア経済・社会の変化も含めた顧客ニーズの変化に柔軟に対応できる組織体制を整備しなければなりません。

そのためにはシステムインテグレーターとしての実績と総合力を有する当社とより一層緊密な関係になることにより、両社のノウハウや技術力を迅速かつ効率的に融合でき、市場に適合した新商材・新サービスの提供・開発がより迅速に実現できるとともに、互いの販路に両社の取扱商品・サービスを新たに付加させることで、ユーザーのニーズに応えた両社の統合的なサービスの提供が可能になります。このように、対象者のおかれた厳しい環境を乗り越え、様々な課題に取り組んでいくためには、事業戦略上の機動的な意思決定を行い、都築グループ全体の顧客ネットワーク及び事業運営ノウハウ、開発・技術などの経営資源を、従来以上にグループ内で活用していくことが最善であると考えております。

当社及び対象者は、両社の企業価値向上のための諸施策について協議・検討を重ね、両社の経営資源の統合や技術の相互活用により、対象者をより高い収益力を追求する事業体に発展させるため、その方法について具体的な検討を行ってまいりました。その結果、当社が対象者の議決権の100%を取得し完全子会社化し、重複機能統合による経費の節減と事業の更なる成長を目指すことが、両社の企業価値向上にとって有益であ

ると判断するに至りました。

なお、完全子会社化以降の対象者を含む都築グループ全体の基本戦略・将来の発展方向及び組織体制等については、持株会社化を視野に入れ、新たなグループ経営形態の創設について検討してまいりたいと考えております。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保するために以下のような措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格（以下「本買付価格」といいます。）の公正性を担保するため、本買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として日興コーディアル証券株式会社（以下「日興コーディアル証券」といいます。）に対し対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 22 年 7 月 15 日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております（なお、当社は日興コーディアル証券から本買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

日興コーディアル証券は、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりです。

(i) 市場株価法

平成 22 年 7 月 15 日を基準日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部における対象者株式の終値の過去 1 ヶ月単純平均値及び過去 3 ヶ月単純平均値をもとに、1 株当たりの株式価値の範囲を 245 円から 254 円と算定しております。

(ii) DCF 法

対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 328 円から 453 円と算定しております。

当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしながら、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において、公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの水準の実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し、対象者に対する事業・財務に係るデュー・ディリジェンスの結果及び対象者株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議等も踏まえ、平成 22 年 7 月 16 日開催の当社取締役会において、本買付価格を 1 株当たり 400 円と決定いたしました。

なお、本買付価格である 1 株当たり 400 円は、平成 22 年 7 月 15 日の東京証券取引所における対象者の普通株式の終値 242 円に対して 65.29%（小数点以下第三位四捨五入）、過去 1 ヶ月間（平成 22 年 6 月 16 日から平成 22 年 7 月 15 日まで）の終値の単純平均値 245 円（小数点以下四捨五入）に対して 63.27%（小数点以下第三位四捨五入）、過去 3 ヶ月間（平成 22 年 4 月 16 日から平成 22 年 7 月 15 日まで）の終値の単純平均値 254 円（小数点以下四捨五入）に対して 57.48%（小数点以下第三位四捨五入）、過去 6 ヶ月間（平成 22 年 1 月 18 日から平成 22 年 7 月 15 日まで）の終値の単純平均値 250 円（小数点以下四捨五入）に対して 60.00%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本買付価格の適正性を判断するにあたり、その参考資料として当社及び対象者から独立した第三者算定機関である BE 1 総合会計事務所より株式価値算定書を平成 22 年 7 月 16 日付で受領しているとのこと。なお、BE 1 総合会計事務所からは、本買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのこと。

BE1 総合会計事務所は、対象者の株式価値を算定するにあたり必要となる情報を収集、検討するため、対象者の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受け、これらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定し、株式価値算定書を対象者の取締役会に提出したとのことです。提出された株式価値算定書によれば、BE1 総合会計事務所は、対象者が継続企業であるとの前提の下、多面的に株式価値を分析するために、市場株価方式及びディスカунテッド・キャッシュフロー方式（以下「DCF方式」といいます。）を用いて対象者の普通株式の株式価値を分析しており、各方式に基づき分析した株式価値の分析結果は以下のとおりであるとのことです。

- a) 市場株価方式 242 円～253 円
- b) DCF方式 283 円～530 円

対象者は、株主にとっての現実的な換金手段は市場での株式売却であり、多数の投資家による評価の結果である市場価格を用いた評価手法に最も客観性が認められるとの考えの下に、市場株価方式を重視し、これを上回ることから本買付価格が妥当であると判断したとのことです。

② 独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定過程における公正性を確保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、公開買付けの諸手続を含む取締役の意思決定の過程、意思決定の方法その他の法的留意点に関して、当社及び対象者とは独立したリーガルアドバイザーである弁護士浜田卓二郎から、本公開買付けについて必要な助言を得て、これを参考にした上で慎重に検討し、本公開買付けに賛同し対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、対象者は、平成22年7月16日付で、弁護士浜田卓二郎より、①本公開買付終了後に予定している二段階買収は本買付価格と同等の公開買付者株式との株式交換であるから、対象者少数株主は対象者の株主としての地位を強制的に剥奪されるものの、引き続き上場株である公開買付者の株主としての地位が与えられるため対象者少数株主に対する強圧性は緩やかなものと評価しうること、②本買付価格が過去1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の平均株価を上回っており、少数株主にとっては株式市場での売却よりも有利な換金の機会が提供されたものといえること、これらのことからすれば、完全子会社化を目的とした子会社株式から親会社株式への株式交換の過程において、少数株主に本株式交換以外に直近株価よりも高い価格での換金の選択肢を付与したものと評価しうるから、本公開買付けが対象者の少数株主に不利益を与えるものではないと認められる旨の意見書を受領しているとのことです。

③ 利害関係のない取締役及び監査役の審議による取締役会決議

対象者プレスリリースによれば、平成22年7月16日開催の対象者取締役会の審議及び決議の全てにおいて、利益相反回避の観点から、当社の取締役を兼任する竹内喜夫取締役並びに吉井一典監査役は参加しておりません。上記取締役会では、当社の取締役を兼任する竹内喜夫取締役を除く対象者取締役の全員の賛成により、本公開買付けに賛同し、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨が決議されたとのことです。また、当社の取締役を兼任する吉井一典監査役を除く対象者監査役の全員が当該取締役会に参加し、いずれも対象者取締役会が上記決議をすることにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者は、平成22年7月16日付で、独立役員である鈴木一兄監査役より、①本公開買付終了後に予定している二段階買収は本買付価格と同等の公開買付者株式との株式交換であるから、対象者少数株主は対象者の株主としての地位を強制的に剥奪されるものの、引き続き上場株である公開買付者の株主としての地位が与えられるため対象者少数株主に対する強圧性は緩やかなものと評価しうること、②本買付価格が過去1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の平均株価を上回っており、少数株主にとっては株式市場での売却よりも有利な換金の機会が提供されたものといえること、これらのことからすれば、完全子会社化を目的とした子会社株式から親会社株式への株式交換の過程において、少数株主に本株式交換以外に直近株価よりも高い価格での換金の選択肢を付与したものと評価しうるから、本公開買付けが対象者の少数株主に不利益を与えるものではないと認められる旨の意見書を受領しているとのことです。

④ 買付け等の期間を比較的長期に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令の定め

よれば最短 20 営業日であるところ、30 営業日に設定しております。対象者の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社以外にも買付け等をする機会を確保し、もって公正性を担保しております。

さらに、当社及び対象者は、対象者が敵対的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように上記公開買付け期間の設定とあわせて対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性は担保されていると考えております。

（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「（１）本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）の取得を目指した本公開買付けを実施します。また、本公開買付けにおいて対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け後に対象者との間で、本株式交換を実施する予定です。

本株式交換においては、当社を除く対象者の株主が所有する対象者株式の対価として当社の株式を交付することを予定しており、本公開買付けに応募されなかった対象者株式（但し、当社が保有している対象者株式を除きます。）は全て当社株式と交換され、当社株式 1 株以上を割り当てられた対象者の株主は、当社の株主となります。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 3 項本文に定める簡易株式交換として、当社における株主総会の承認決議を経ずに実施される可能性があります。また、本株式交換は、会社法第 784 条第 1 項本文に定める略式株式交換として、対象者における株主総会の承認決議を経ずに実施される可能性があります。

本株式交換の実施及び内容は、平成 22 年 9 月初旬頃を目処に決定する予定です。

本株式交換における株式交換比率は、対象者と当社がそれぞれの株主の利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に対象者と当社が協議のうえで決定しますが、現時点では、本株式交換により対象者の株主が受け取る対価（当社の株式を予定しています。但し、当社株式の 1 株未満を割り当てられた場合は、当該端数売却代金が交付されます。）の経済的価値は、本買付価格及び当社株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案して、本株式交換により対象者の株主が受け取る対価と本買付価格が同等のものになるよう決定することを予定しております。もっとも、当該対価の経済的価値は、本公開買付けと本株式交換の時期の違い、対象者及び当社の業績の変動、当社株式の市場株価の変動その他の要因によって影響を受ける可能性があります。

本株式交換に際しては、完全子会社となる対象者の株主は、会社法の手続に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は、対象者の業績の変動、対象者株式の市場価値及び株式相場の変動並びに裁判所の判断等により、本買付価格又は本株式交換により対象者の株主が受け取る対価の経済的価値と異なる可能性があります。

なお、対象者は、本公開買付け期間終了日以降、本株式交換の効力発生日までの間に、自己株式の全てを消却する予定であるとのことです（対象者が平成 22 年 6 月 29 日に提出した平成 22 年 3 月期（第 43 期）有価証券報告書に記載された平成 22 年 3 月 31 日現在対象者が保有する自己株式数は 451,479 株であり、当該自己株式数の有価証券報告書に記載された対象者の発行済株式総数に対する比率は約 4.53%です。）。

本書は、本株式交換を承認する株主総会を開催する場合における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け、本株式交換又は本株式交換に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱については、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

本株式交換に伴い当社又は対象者が受ける法律上・税務上の影響、本株式交換に関連する法務・税務・制度等の改正や当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社の株式所有割合、当社以外を対象者株主による対象者株式の所有状況、当社及び対象者の業績の変動や株式市場の影響等によっては、本株式交換の実施の有無、時期若しくは条件又は完全子会社化の方法に変更が生ずる可能性があります。本株式交換の内容又は完全子会社化の方法に変更があった場合の変更内容については、対象者と協議のうえ、決定次第速やかに公表いたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者の普通株式は本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、当社は、本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、その後上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針

(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社は本公開買付けの終了後に本株式交換による完全子会社化を予定しておりますので、その場合にも、対象者普通株式は所定の手続を経て上場廃止となります。

なお、上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなり、対象者株式を将来売却することが困難になることが予想されます。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商 号	都築電産株式会社	
② 事 業 内 容	電子デバイス製品・電子機器・サプライ用品の販売、マイコンソフト・ASIC・システム LSI の開発	
③ 設 立 年 月 日	昭和 42 年 12 月 20 日	
④ 本 店 所 在 地	東京都港区西新橋 2 丁目 5 番 3 号	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 柳澤 由一	
⑥ 資 本 金	2,852 百万円	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 22 年 3 月 31 日)	都築電気株式会社 44.57% 富士通セミコンダクター株式会社 (注) 3.17% 株式会社みずほ銀行 1.90% (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社) 株式会社三菱東京UFJ 銀行 1.90% 都築電産従業員持株会 1.52% エイチエスビーシーファンドサービスィズクライアン ツアアカウント 500 ピー 1.52% (常任代理人 香港上海銀行東京支店) 株式会社三井住友銀行 1.33% 大西 弘子 1.02% 金内 恒雄 1.00% 株式会社りそな銀行 0.95%	
⑧ 買付者と対象者の 関 係 等	資 本 関 係	当社は、平成 22 年 3 月 31 日現在、対象者株式 4,443,600 株 (発行済株式総数の 44.57%) を保有しております。
	人 的 関 係	当社の取締役 2 名が、対象者の取締役及び監査役を兼務しております。
	取 引 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。
	関連当事者への 該 当 状 況	対象者は当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(注) 富士通セミコンダクター株式会社は、平成 22 年 4 月 1 日付で富士通マイクロエレクトロニクス株式会社から社名を変更しております。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成22年7月20日(火曜日)から平成22年8月30日(月曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格 普通株式1株につき、金400円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本買付価格の公正性を担保するため、本買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として日興コーディアル証券に対し対象者の株式価値の算定を依頼し、平成22年7月15日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております(なお、当社は日興コーディアル証券から本買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していません。)

日興コーディアル証券は、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりです。

(i) 市場株価法

平成22年7月15日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去1ヶ月単純平均値及び過去3ヶ月単純平均値をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を245円から254円と算定しております。

(ii) DCF法

対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を328円から453円と算定しております。

当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしながら、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において、公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの水準の実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し、対象者に対する事業・法務・財務に係るデュー・ディリジェンスの結果及び対象者株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議等も踏まえ、平成22年7月16日開催の当社取締役会において、本買付価格を1株当たり400円と決定いたしました。

なお、本買付価格である1株当たり400円は、平成22年7月15日の東京証券取引所における対象者の普通株式の終値242円に対して65.29%(小数点以下第三位四捨五入)、過去1ヶ月間(平成22年6月16日から平成22年7月15日まで)の終値の単純平均値245円(小数点以下四捨五入)に対して63.27%(小数点以下第三位四捨五入)、過去3ヶ月間(平成22年4月16日から平成22年7月15日まで)の終値の単純平均値254円(小数点以下四捨五入)に対して57.48%(小数点以下第三位四捨五入)、過去6ヶ月間(平成22年1月18日から平成22年7月15日まで)の終値の単純平均値250円(小数点以下四捨五入)に対して60.00%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 算定の経緯

(買付価格の決定に至る経緯について)

当社及び対象者は、両社の企業価値向上のための諸施策について協議・検討を重ね、両社の経営資源の統合や技術の相互活用により、対象者をより高い収益力を追求する事業体に発展させるため、その方法について平成22年4月頃から具体的な検討を行ってまいりました。その結果、当社が対象者の議決権

の100%を取得し完全子会社化し、重複機能統合による経費の節減と事業の更なる成長を目指すことが、両社の企業価値向上にとって有益であると判断するに至りました。

当社は、本買付価格を決定するにあたり、日興コーディアル証券から株式価値算定書を取得して、その参考としております。提出された株式価値算定書によれば、対象者の株式価値として、市場株価法では245円～254円、DCF法では328円～453円が、算定結果として示されております。

当社は、提出された株式価値算定書を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの水準の実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し、対象者に対する事業・法務・財務に係るデュー・ディリジェンスの結果及び対象者株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議等も踏まえ、平成22年7月16日開催の当社取締役会において、本買付価格を1株当たり400円と決定いたしました。

(買付価格の評価の公正性を担保するための措置)

(i) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本買付価格の適正性を判断するにあたり、その参考資料として当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるBE1総合会計事務所より株式価値算定書を平成22年7月16日付で受領しているとのことです。なお、BE1総合会計事務所からは、本買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

BE1総合会計事務所は、対象者の株式価値を算定するにあたり必要となる情報を収集、検討するため、対象者の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受け、これらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定し、株式価値算定書を対象者の取締役会に提出したとのことです。提出された株式価値算定書によれば、BE1総合会計事務所は、対象者が継続企業であるとの前提の下、多面的に株式価値を分析するために、市場株価方式及びDCF方式を用いて対象者の普通株式の株式価値を分析しており、各方式に基づき分析した株式価値の分析結果は以下のとおりであるとのことです。

a) 市場株価方式 242円～253円

b) DCF方式 283円～530円

対象者は、株主にとっての現実的な換金手段は市場での株式売却であり、多数の投資家による評価の結果である市場価格を用いた評価手法に最も客観性が認められるとの考えの下に、市場株価方式を重視し、これを上回ることから本買付価格が妥当であると判断したとのことです。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定過程における公正性を確保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、公開買付けの諸手続を含む取締役の意思決定の過程、意思決定の方法その他の法的留意点に関して、当社及び対象者とは独立したリーガルアドバイザーである弁護士浜田卓二郎から、本公開買付けについて必要な助言を得て、これを参考にしようとして慎重に検討し、本公開買付けに賛同し対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、対象者は、平成22年7月16日付で、弁護士浜田卓二郎より、①本公開買付終了後に予定している二段階買収は本買付価格と同等の公開買付者株式との株式交換であるから、対象者少数株主は対象者の株主としての地位を強制的に剥奪されるものの、引き続き上場株である公開買付者の株主としての地位が与えられるため対象者少数株主に対する強圧性は緩やかなものと評価しうること、②本買付価格が過去1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の平均株価を上回っており、少数株主にとっては株式市場での売却よりも有利な換金の機会が提供されたものといえること、これらのことからすれば、完全子会社化を目的とした子会社株式から親会社株式への株式交換の過程において、少数株主に本株式交換以外に直近株価よりも高い価格での換金の選択肢を付与したものと評価しうることから、本公開買付けが対象者の少数株主に不利益を与えるものではないと認められる旨の意見書を受領しているとのことです。

(iii) 利害関係のない取締役及び監査役の審議による取締役会決議

対象者プレスリリースによれば、平成22年7月16日開催の対象者取締役会の審議及び決議の全てにおいて、利益相反回避の観点から、当社の取締役を兼任する竹内喜夫取締役並びに吉井一典監査役は参加していません。上記取締役会では、当社の取締役を兼任する竹内喜夫取締役を除く対象者取締役の全員の賛成により、本公開買付けに賛同し、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨が決議されたとのことです。また、当社の取締役を兼任する吉井一典監査役を除く対象者監査役の全員が当該取締役会に参加し、いずれも対象者取締役会が上記決議をすることにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者は、平成22年7月16日付で、独立役員である鈴木一兄監査役より、①本公開買付終了後に予定している二段階買収は本買付価格と同等の公開買付者株式との株式交換であるから、対象者少数株主は対象者の株主としての地位を強制的に剥奪されるものの、引き続き上場株である公開買付者の株主としての地位が与えられるため対象者少数株主に対する強圧性は緩やかなものと評価しうること、②本買付価格が過去1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の平均株価を上回っており、少数株主にとっては株式市場での売却よりも有利な換金の機会が提供されたものといえること、これらのことからすれば、完全子会社化を目的とした子会社株式から親会社株式への株式交換の過程において、少数株主に本株式交換以外に直近株価よりも高い価格での換金の選択肢を付与したものと評価しうるから、本公開買付けが対象者の少数株主に不利益を与えるものではないと認められる旨の意見書を受領しているとのことです。

(iv) 買付け等の期間を比較的長期に設定

当社は、本公開買付けにおける公開買付期間を、法令の定めによれば最短20営業日であるところ、30営業日に設定しております。対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社以外にも買付け等をする機会を確保し、もって公正性を担保しております。

さらに、当社及び対象者は、対象者が敵対的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように上記公開買付期間の設定とあわせて対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性は担保されていると考えております。

③ 算定機関との関係

日興コーディアル証券及びB E 1 総合会計事務所は、いずれも当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5,074,218 (株)	— (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。そのため、「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者の平成22年3月期(第43期)有価証券報告書(平成22年6月29日提出)に記載された平成22年3月31日現在の発行済株式総数(9,969,297株)から、同報告書に記載された平成22年3月31日現在において対象者が保有する自己株式数(451,479株)及び本日現在において公開買付者が保有する対象者の株式数(4,443,600株)を控除した数です。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者株式取扱規程に定める価格にて当該株式を買取ります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付けの所有株券等に係る議決権の数	44,436 個	(買付け等前における株券等所有割合 46.69%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	551 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.58%)
買付予定の株券等の数に係る議決権の数	50,742 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	95,101 個	

(注1) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成22年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、各特別関係者の所有株券等（但し、特別関係者である対象者が保有する自己株式を除きます。）についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を分子に加算しておりません。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成22年3月期（第43期）有価証券報告書（平成22年6月29日提出）記載の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の平成22年3月期（第43期）有価証券報告書（平成22年6月29日提出）に記載された平成22年3月31日現在の発行済株式総数（9,969,297株）から、同報告書に記載された平成22年3月31日現在において対象者が保有する自己株式の数（451,479株）を控除した対象者株式の数（9,517,818株）に係る議決権の数（95,178個）を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 2,030 百万円

※買付代金は、買付予定数（5,074,218株）に1株あたりの買付価格を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日 平成22年9月3日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた応募株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

④ 株券の返還方法

後記「(9) ②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条

件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

（９）その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

公開買付者は、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。従って、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 2 号、第 3 号イないしチ、第 4 号、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

当社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正法を含み、以下「独占禁止法」といいます。）第 10 条第 2 項に基づき、本公開買付けによる株式取得に関する計画を公正取引委員会にあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第 8 項により事前届出受理の日から原則として 30 日間を経過するまでは対象者普通株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「待機期間」といいます。）。

なお、当社は、平成 22 年 6 月 22 日付でかかる事前届出を公正取引委員会に提出し、同日付で受理されています。従って、待機期間は平成 22 年 7 月 23 日に終了する予定です。本公開買付けによる対象者普通株式の取得については、公正取引委員会の事前相談制度は利用しておりません。なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者普通株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店

の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号
(その他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、

他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日 平成 22 年 7 月 20 日（火曜日）

(11) 公開買付代理人 日興コーディアル証券株式会社

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが当社の業績に与える影響については、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

①公開買付者と対象者又はその役員等との間の合意

対象者プレスリリースによれば、対象者は平成 22 年 7 月 16 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行ったとのことです。

②「公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程」及び「利益相反を回避する措置の具体的内容」については、「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」及び「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以 上